

市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律

(平成一五年七月九日法律第一 五号)(衆)

一、提案理由(平成一五年六月一二日・衆議院本会議)

遠藤武彦君 ただいま議題となりました両案につきまして申し上げます。

……………(略)……………

次に、市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、提案の趣旨及び内容を御説明申し上げます。

本案は、市町村合併の一層の推進を図るため、平成十六年三月三十一日までとされている市となるべき要件の特例措置の延長を行おうとするもので、その内容は、合併後の普通地方公共団体の市となるべき要件は人口三万以上を有することとする特例の適用期間を一年延長し、平成十七年三月三十一日までに市町村合併が行われる場合には、その適用があるものとするものであります。

本案は、本日総務委員会におきまして、賛成多数をもって委員会提出の法律案とすることに決したものであります。

何とぞ速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

二、参議院総務委員長報告(平成一五年七月二日)

山崎力君 ただいま議題となりました三法律案につきまして、総務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

……………(略)……………

次に、市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律案は、市町村の合併を推進するため、合併後の普通地方公共団体の市となるべき要件として人口三万以上を有することとする特例の適用期間を一年延長しようとするものであります。

委員会におきましては、衆議院総務委員長遠藤武彦君より趣旨説明を聴取した後、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して宮本岳志委員、社会民主党・護憲連合を代表して又市征治委員より、それぞれ反対する旨の意見が述べられました。

討論を終局し、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

(注) 衆議院においては、委員会の審査は省略された。